

【国立研究開発法人国立成育医療研究センター】令和3年度における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位：円)	支出先法人が 定める会費一口当たりの 金額、もしくは最低限の 金額 (単位：円)	交付日等 (支出決定日)	支払の理由等	公益法人の場合	
							公益法 人区分	国所管、 都道府県 所管区分
1	日本臓器移植ネットワーク	入会金（心臓10万円）、 諸会費（1臓器×20万円）	800,000	200,000/1臓器	2021/04/09	移植施設である当センターが脳死者からの臓器提供（腎臓、小腸、肝臓、心臓）を受けるために不可欠である。	公社	国
2	日本母乳バンク協会	年会費	150,000	正会員（B 会員） 150,000円	2021/04/23	治療上母乳を使用する際、同協会から母乳の提供を受ける為に不可欠な会費である。		
3	日本小児総合医療施設協議会	年会費	300,000	正会員（1施設）300,000 円	2021/09/30	他会員との施設情報の共有、小児医療施設間の連携のために必要である。		
4	日本中毒情報センター	賛助会費	100,000	団体会員：年額10万円 （企業・医療機関・行政 等）	2022/02/09	治療上、速やかに中毒情報の提供を受ける為に不可欠な会費である。	公財	国
5	National Clinical Database	施設会費	150,000	前々年度の年間登録症例 数1,000例以上～150,000 円	2022/02/24	同法人から提供される各種情報は、治療及び病院運営上必要不可欠である。		